

り決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第92号 長井市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第3号 市民西根体育館の廃止に伴う、西根地区の小さな拠点の整備についての1件について、総務委員長の報告は採択であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

宇津木正紀厚生常任副委員長。

(宇津木正紀厚生常任委員会副委員長登壇)

○**宇津木正紀厚生常任委員会副委員長** 平成30年第5回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

ます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月5日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第93号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

市民課長からは、この改正により、同じ所得であっても住所地による税率の違いで、所得制限の判定に差が生じ、重度心身障害者医療制度の非該当となることを防ぐことができるとの説明がありました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 副委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第93号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第93号の1件について、厚生副委員長の報告は原案可決であります。

厚生副委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、厚生副委員長報告のとおり決定いたしました。